

苫小牧市沼ノ端クリーンセンター余剰電力売却仕様書

1 概要

(1) 適用範囲

本仕様書は、苫小牧市沼ノ端クリーンセンターの余剰電力の売却について適用する。

(2) 件名 苫小牧市沼ノ端クリーンセンター余剰電力売却

(3) 供給場所 苫小牧市字沼ノ端2番地の25 苫小牧市沼ノ端クリーンセンター

(4) 業種 一般廃棄物の焼却施設

(5) 発電設備 出力2,000kW

(6) 供給電気方式等

ア 電気方式 交流3相3線式

イ 供給電圧 6,600V

ウ 周波数 50Hz

エ 本線 1回線

(7) 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点

北海道電力株式会社の31画75区97図76番62の19号柱より引込みの苫小牧市（以下「供給者」という。）所有の苫小牧市沼ノ端クリーンセンター構内第1柱に施設した供給者の区分開閉器電源側接続点

2 売却仕様

(1) 契約方法 単価契約

(2) 供給期間 令和5年4月1日0時から令和6年3月31日24時まで

(3) 予定売却電力量 4,364,000kWh

(4) 認定発電設備 本施設は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に規定されるバイオマス発電設備の認定を受け、再エネ特措法で定められた買取期間満了を迎えている。

(5) バイオマス比率 翌月月初めに報告するバイオマス比率による。

(6) 売却単価区分等

ア 売却単価区分は次のとおりとする。

バイオマス相当分電力量	平日昼間 時間帯(注)	夏 季	2 7 8, 2 7 5 kWh
		冬 季	2 6 1, 0 2 7 kWh
		その他季	5 3 1, 1 5 8 kWh
	その他時間帯		1, 5 8 1, 0 0 0 kWh
非バイオマス相当分電力量	平日昼間 時間帯(注)	夏 季	1 8 9, 7 2 5 kWh
		冬 季	1 1 7, 9 7 3 kWh
		その他季	3 8 7, 8 4 2 kWh
	その他時間帯		1, 0 1 7, 0 0 0 kWh
合 計			4, 3 6 4, 0 0 0 kWh

(注) 平日昼間時間帯とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日を除く昼間時間帯とする。

イ 電力売却量の売却単価は次の時間帯区分による。

時 間 帯 区 分		
平日昼間 時間帯	夏 季	毎年7月1日から9月末日までの午前8時から午後10時までの時間
	冬 季	毎年12月1日から2月末日までの午前8時から午後10時までの時間
	その他季	夏季・冬季以外の午前8時から午後10時までの時間
その他時間帯		平日昼間以外の時間帯

(7) 売却電力の環境に関わる付加価値の帰属

本施設は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に規定されるバイオマス発電設備の認定を受け、再エネ特措法で定められた買取期間満了を迎えているため、卒FIT電源として、売却電力には環境価値を含むものとし、その付加価値は全て需要者に帰属する。

なお、供給者は毎月ごみ組成分析によるバイオマス比率を算定する。

(8) 余剰電力の計量

ア 毎月の売却電力量の計量は、沼ノ端クリーンセンターの供給場所に設置された一般送配電事業者の取引用電力計を介して、行うものとする。

イ 計量日時は供給者、需要者が協議の上、毎月定めるものとし、計量結果の記録を取り交す。

ウ 毎月の売却電力量の算定期間は、毎月の1日から末日までの期間とする。

エ 計量装置に不具合が生じたときは、その期間内の売却電力量についてその都度、供給者、需要者と協議して決定するものとする。

(9) 電力料金の算定及び支払い

- ア 需要者は供給者に電力料金を毎月支払うものとし、電力料金は前号によって計量された売却電力量に契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を乗じて得た額とする。
- イ アの電力料金に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- ウ 供給者はア及びイにより算定された当該月分の電力料金を翌月の10日までに需要者に請求し、需要者は請求書を受領した日の属する月の末日まで（その日が金融機関の休業日の場合はその前営業日）に支払うものとする。

(10) 電力供給上の協力

- ア 供給者は、原則として月1回の頻度で余剰電力供給計画を提出する。
- イ 余剰電力が、余剰電力供給計画とかけ離れる事態が生じた場合、あるいは生じる恐れがある場合及び余剰電力供給計画を変更する場合は、供給者は、需要者に対し速やかに通知する。

3 その他

(1) 権利義務の譲渡等

需要者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ供給者の承諾を得た場合にはこの限りでない。

(2) 売却電力の増減

- ア 予定売却電力量は、バイオマス比率、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態又は故障等により変動する可能性があるが、供給者はその予定売却電力量に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。
- イ 供給者から需要者に発電計画を提示した場合、供給者は計画値に過不足が発生しないように努めるものとするが、過不足が発生した場合であっても供給者は何らの義務を負うものではないものとする。

(3) 接続供給契約

- ア 余剰電力の供給のために別途需要者と一般送配電事業者の接続供給契約が必要となる場合は、需要者は自らの負担で一般送配電事業者と接続供給契約を遅滞なく締結し、必要な部分の写しを供給者に提出するものとする。
- イ 接続検討の申込みについては、供給者の負担で供給者が行う。供給者は、需要者が接続供給契約を締結する際に本契約期間に限って、需要者が接続検討回答書を使用することを認めるものとする。
- ウ 接続供給契約に必要な費用負担が生じた場合には、需要者が負担する。

(4) 通信設備等

- ア 当該地域を管轄する一般送配電事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、需要者の財産とし設置工事については、需要者の負担で設置する。
- イ 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、需要者の負担で撤去する。

(5) インバランス調整について

インバランス調整については需要者の責任にて行い、一般送配電事業者からインバランス供給を受けた場合も、需要者にてインバランス料金を負担するものとする。

(6) 契約期間について

本契約の期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、契約期間内に供給者、需要者合意の下、1年間の延長更新を可能とするものとし、以後も同様とする。

(7) 協議

その他、仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに基づるものとし、供給者、需要者協議により定める。

(8) 添付資料

- ・令和5年度月別予定売却電力量
- ・売却電力量実績 令和1年度～令和4年度
- ・バイオマス比率実績 令和1年度～令和4年度
- ・令和5年度沼ノ端クリーンセンター運転計画

令和5年度 月別予定売却電力量

(kWh)

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
バイオマス相当分	時間帯区分	平日昼間	96,804	60,140	82,772	124,619	82,792	70,864	124,456	59,210	104,658	70,999	85,370	107,776	1,070,460
		その他	155,000	104,000	107,000	175,000	125,000	102,000	162,000	82,000	174,000	119,000	136,000	140,000	1,581,000
非バイオマス相当分	時間帯区分	平日昼間	53,196	45,860	99,228	46,381	94,208	49,136	87,544	54,790	49,342	33,001	35,630	47,224	695,540
		その他	86,000	80,000	129,000	65,000	142,000	70,000	114,000	74,000	83,000	56,000	57,000	61,000	1,017,000
合計			391,000	290,000	418,000	411,000	444,000	292,000	488,000	270,000	411,000	279,000	314,000	356,000	4,364,000

時間帯別の売却単価については、次の区分による

時 間 帯 区 分		
平日昼間 時間帯 (※)	夏季	毎年7月1日から9月末日までの午前8時から午後10時までの時間
	冬季	毎年12月1日から2月末日までの午前8時から午後10時までの時間
	その他季	夏季・冬季以外の午前8時から午後10時までの時間
その他	平日昼間以外の時間帯	

(※)ただし日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日を除く昼間時間帯とする。

売却電力量実績
令和1年度～令和4年度

(kWh)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和1年度	昼間	197,050	173,076	203,374	225,384	181,358	185,033	174,307	187,857	164,494	135,175	134,807	155,962	2,117,877
	夜間	305,436	321,444	283,567	270,314	280,229	298,399	251,856	272,595	240,129	211,755	192,738	215,913	3,144,375
	合計	502,486	494,520	486,941	495,698	461,587	483,432	426,163	460,452	404,623	346,930	327,545	371,875	5,262,252
令和2年度	昼間	175,698	203,273	191,384	199,571	142,693	190,214	252,376	214,367	132,582	152,920	85,748	213,719	2,154,545
	夜間	254,339	310,389	242,778	306,956	212,121	268,505	307,592	288,906	237,760	286,676	139,442	286,110	3,141,574
	合計	430,037	513,662	434,162	506,527	354,814	458,719	559,968	503,273	370,342	439,596	225,190	499,829	5,296,119
令和3年度	昼間	118,226	187,564	234,039	242,681	150,504	190,431	247,393	199,307	89,173	180,862	68,374	144,005	2,052,559
	夜間	220,575	356,365	288,371	363,729	219,156	246,703	305,413	260,118	157,815	290,560	120,448	174,295	3,003,548
	合計	338,801	543,929	522,410	606,410	369,660	437,134	552,806	459,425	246,988	471,422	188,822	318,300	5,056,107
令和4年度 (参考)	昼間	173,680	118,962	220,173	157,968	168,255	118,853	205,159	110,479					1,273,529
	夜間	266,977	237,668	259,429	232,810	232,893	188,825	273,478	198,351					1,890,431
	合計	440,657	356,630	479,602	390,778	401,148	307,678	478,637	308,830					3,163,960
3年平均	昼間	163,658	187,971	209,599	222,545	158,185	188,559	224,692	200,510	128,750	156,319	96,310	171,229	2,108,327
	夜間	260,117	329,399	271,572	313,666	237,169	271,202	288,287	273,873	211,901	262,997	150,876	225,439	3,096,498
	合計	423,775	517,370	481,171	536,211	395,354	459,761	512,979	474,383	340,651	419,316	247,186	396,668	5,204,825

バイオマス比率実績
 (令和1年度～令和4年度)

	(%)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
令和1年度	66.9	77.3	50.9	84.5	78.4	63.0	63.1	86.1	64.1	-	59.4	-	68.7
令和2年度	-	-	-	66.4	53.8	-	-	79.7	-	-	69.7	-	66.7
令和3年度	64.4	56.6	45.4	72.9	46.8	59.2	58.7	52.3	67.8	68.1	70.5	69.6	60.8
令和4年度 (参考)	75.7	72.1	49.4	64.0	64.2	65.6	90.0	68.5					68.9
3カ年平均	65.7	67.0	48.2	74.6	59.7	61.1	60.9	72.7	66.0	68.1	66.5	69.6	65.4

令和5年度 沼ノ端クリーンセンター運転計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1号炉	← 12日 →		← 14日 →	← 25日 →	← 12日 →	← 17日 →
2号炉	→ 22日 ←		← 31日 →	← 14日 →	← 23日 →	← 2日 →

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	→ 28日 ←		← 12日 →	← 15日 →	← 28日 →	← 7日 →
2号炉	← 10日 →	← 23日 →			← 5日 →	← 15日 →

↔ : 運転中